

(別紙2)

審査の結果の要旨

氏名 木村 拓

本論文は、14世紀末から17世紀前半にかけての時期を対象として、当時の朝鮮王朝が日本や女真等の周辺諸国・勢力に対して実施した対外政策の特質と、その形成・変容の過程を解明しようとしたものである。

その際、本論文が着目するのは、当時の朝鮮が自国を冊封宗主国である明の「侯国」と自任していたという点である。本論文によれば、朝鮮は明を「天子国」、自国を天子から諸侯に封じられた者を君長とする「侯国」とみなした。中国の周縁に存在する夷狄ではなく、天子が直轄する畿内とともに「華」を構成する諸侯の一員としてみずからを位置づけ、冠服制度や国家儀礼などにおいてそうした「侯国」的立場を反映させた国家体制を整備した。一方で朝鮮は「事大交隣」を対外政策の基本とし、明に対する事大とともに交隣として日本・女真等の周辺諸国・勢力との間にも外交関係を維持したとされる。そこで問題となるのが、朝鮮はそうした交隣対象国・勢力との外交において「侯国」的立場をいかなる形で反映させたのかということである。本論文はまさにこの問いに正面から取り組んだ成果である。

すなわち、周辺諸国・勢力に対する朝鮮の対外政策を、使節を朝鮮に派遣する日本・琉球の国王やその他の権力者を対象とする交隣と、朝鮮から官職を授与された倭人・女真人の受職者を対象とする羈縻とにあらためて区分し、その両者において朝鮮が「侯国」的対外政策をいかに実施したのかを考察する。朝鮮の「侯国」的対外政策として、羈縻では倭人・女真人に対する官職授与に際して発給された告身に「朝鮮国王之印」が用いられた点と女真人酋長へ万戸職が授与された点、交隣では倭人権力者へ図書(私印)が授与された点と朝鮮側の外交文書に官印ではなく図書が捺された点をそれぞれ指摘し、それらの意味を考察して、15世紀前半には羈縻・交隣の両者ともに「侯国」的対外政策が形成されていたことを明らかにする。さらに、17世紀前半になって対日外交文書に官印が使用されるようになる事実から、明の衰退と後金の勃興という東アジア国際秩序の変動にともない、朝鮮が宗主国である明の権威を飛び越えて「天の申命」に基づくものとして交隣外交をおこなうようになったことを読み取り、そこに朝鮮の「侯国」的対外政策の質的変容を見出す。

従来、朝鮮王朝の対外関係史研究はいわゆる冊封体制論の枠組みに依拠しておこなわれ、日本をはじめとする周辺諸国・勢力への対外政策についても、もっぱら「冊封体制下における対等交隣」の内実を問うという形で議論がなされてきた。これに対して本論文は、冊封体制論を前提とするそうした議論からはやや距離を置き、新たに朝鮮の「侯国」的立場という視座を導入することで朝鮮の対外政策をその主体の論理に即して捉え直そうとした。この点は本論文の最大の特色であり、研究史上の意義を高く評価できる。

考察の対象や時期にやや偏りがみられる点は今後の課題であり、かつ「侯国」的立場という視座それ自体もさらに深められるべき余地を残してはいるが、それらは本論文の価値を大きく損なうものではない。よって本委員会は、本論文を博士(文学)の学位を授与するにふさわしい業績として認めるものである。